

東日本大震災復興特別貸付の概要(平成27年度)

別紙2

利用対象者	貸付限度額・貸付期間・据置期間	貸付利率
①今般の地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者／原発事故に係る警戒区域等(注1)内(警戒区域等として公示されたことがある区域を含む)の中小企業者	A) 貸付限度額 【日本公庫 中小事業】 3億円(別枠) 【日本公庫 国民事業】6,000万円(上乗せ) B) 貸付期間 最大20年(設備)、15年(運転) C) 据置期間 最大5年	ア) 金利引下げ措置(被害証明書の提出を受けた場合) 【日本公庫 中小事業】基準利率(注2)から▲0.5% 【日本公庫 国民事業】基準利率(災害貸付)(注2)から▲0.5% ※ただし貸出後3年間は、中小事業は1億円・国民事業は3,000万円までは、▲1.4%。
②上記①の事業者等と一定以上の取引のある中小企業者	D) 貸付限度額 【日本公庫 中小事業】 3億円(別枠) 【日本公庫 国民事業】6,000万円(上乗せ) E) 貸付期間 最大15年(設備、運転) F) 据置期間 最大3年	イ) 金利引下げ措置(被害証明書の提出を受けた場合) 【日本公庫 中小事業】基準利率(注2)から最大▲0.5%(注3) 【日本公庫 国民事業】基準利率(災害貸付)(注2)から最大▲0.5%(注3) ※ただし貸出後3年間・3,000万円までは、最大▲1.4%(注4)。
③その他の理由により、業況が悪化している中小企業者(風評被害等による影響を含む)。 ※上記①②の該当者は、本措置も利用可能。	G) 貸付限度額 【日本公庫 中小事業】7.2億円(別枠) 【日本公庫 国民事業】4.8千万円(別枠) H) 貸付期間 最大15年(設備)、8年(運転) I) 据置期間 最大3年	ウ) 金利引下げ措置 期間限定なく、基準利率(注2)から最大▲0.5%(注3)。

注1: 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域

注2: 平成27年3月11日現在、貸付期間5年の場合で、基準利率は中小事業で1.40%・国民事業で1.65%、基準利率(災害貸付)(平成27年3月31日までの名称は標準利率(災害貸付等))1.45%(貸付期間が長くなれば金利も上昇。基準利率・基準利率(災害貸付)は毎月1回改定。)

注3: 売上等減少で▲0.3%、雇用の維持・拡大で▲0.2%。

注4: ▲0.9%は自動的に適用。さらに、注3の引下げが可能。

注5: 上記①・②の貸付限度額は、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工中金及び日本政策投資銀行それぞれにおける①②に係る貸付残高の合計額。さらに、貸付利率の※部の貸付限度額は、これら全ての機関の貸付元金の累計額。

注6: 上記①・②では、無担保時(中小事業・国民事業)及び保証人特例利用時(中小事業)は、上乗せ利率が免除。

注7: 商工中金の危機対応業務(中小企業向け)は、中小事業と同様の内容で実施。

注8: 注3の金利引き下げ措置については、前5年のいずれかの年の同期の売上高等との比較により適用可能。

* 上記①～③の他、自己資本が毀損した中小企業に対して、資本金性を有する長期資金(一括償還型)を供給する「震災復興支援資本強化特例」の利用が可能(中小事業)。

* 平成25年度より、特定被災区域に事業所を有し事業活動を行うものであり、かつ、①から③のいずれかに該当するものに対象を限定。